

# 青森県報

号外第九十三号

平成十四年九月二十五日 (水曜日)

## 目次

副刊教壇

副刊誌眼 (臨時誌眼) ..... (冊 終 回) ... 1

## 監査結果

### 監査結果

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定により平成14年9月9日に都市計画課を監査したので、その結果を同条第9項の規定により次のおり公表する。

平成14年 9月25日

青森県監査委員

同	片谷 稔
同	橋本 敏子
同	須藤 健夫
同	須藤 崇
同	山内 山

監査箇所名 都市計画課

監査年月日 平成14年 9月 9日

監査を実施した監査委員 片谷 稔 橋本 敏子 須藤 健夫

監査事項 平成13年度財務に関する事務の執行 (平成14年 5月31日現在) 及び関連する事務

## 1 一般会計

### (1) 歳入

(単位 円)

款 科 目	調 定 額	収 入 済 額	不 欠 損 納 額	収 入 未 済 額
7 分担金及び食 担 金	2,310,470,000	2,310,470,000	0	0
8 使用料及び手 使 用 料	14,917	14,917	0	0
9 国庫支出金	6,818,124,000	6,818,124,000	0	0
14 諸 収 入	895,505,500	895,505,500	0	0
計	10,024,114,417	10,024,114,417	0	0

### (2) 歳出

(単位 円)

款 科 目	予 算 額	支 出 済 額	翌 年 越 度 額	不 用 額
8 土 木 費	6,827,959,000	6,467,285,553	342,647,000	18,026,447
計	6,827,959,000	6,467,285,553	342,647,000	18,026,447

## 2 青森県下水道事業特別会計

### (1) 歳入

(単位 円)

款	科 目	調 定 額	収 入 済 額	不 欠 損 額	納 入 未 済 額
1	分担金及び負担金	(3,384,832,562) 3,384,832,562	(3,384,832,562) 3,384,832,562	(0) 0	(0) 0
2	使用料及び手数料	(0) 72,935,814	(0) 49,819,224	(0) 0	(0) 23,116,590
3	国庫支出金	(3,133,994,000) 3,133,994,000	(3,133,994,000) 3,133,994,000	(0) 0	(0) 0
4	繰入金	(154,919,000) 154,919,000	(154,919,000) 154,919,000	(0) 0	(0) 0
5	繰越金	(462,989,083) 462,989,083	(462,989,083) 462,989,083	(0) 0	(0) 0
6	諸収入	(57,916,150) 57,916,150	(57,916,150) 57,916,150	(0) 0	(0) 0
7	県債	(1,029,000,000) 1,029,000,000	(1,029,000,000) 1,029,000,000	(0) 0	(0) 0
	計	(8,223,650,795) 8,296,586,609	(8,223,650,795) 8,273,470,019	(0) 0	(0) 23,116,590

(2) 歳 出

(単位 円)

款	科 目	予 算 額	支 出 済 額	翌 年 繰 越 額	不 用 額
1	下事業費	(1,516,828,300) 7,716,466,000	(1,505,605,226) 6,662,398,276	(0) 1,042,843,000	(11,223,074) 11,224,724
2	公債費	(925,838,000) 925,838,000	(925,286,896) 925,286,896	(0) 0	(551,104) 551,104
	計	(2,442,666,300) 8,642,304,000	(2,430,892,122) 7,587,685,172	(0) 1,042,843,000	(11,774,178) 11,775,828

上段 ( ) は本庁のみ、下段は本庁及び公所を含めた全体である。

3 青森県公共用地先行取得事業特別会計

(1) 歳 入 該 当 金

(2) 歳 出

(単位 円)

款	科 目	予 算 額	支 出 済 額	翌 年 繰 越 額	不 用 額
1	土木費	245,826,000	245,826,000	0	0
	計	245,826,000	245,826,000	0	0

4 青森県地下駐車場事業特別会計

(1) 歳 入

(単位 円)

款	科 目	調 定 額	収 入 済 額	不 欠 損 額	納 入 未 済 額
1	使用料及び手数料	87,252,482	87,252,482	0	0
2	繰入金	187,949,000	187,949,000	0	0
3	諸収入	189,433	189,433	0	0
4	繰越金	7,066,404	7,066,404	0	0
	計	282,457,319	282,457,319	0	0

(2) 歳 出

(単位 円)

款	科 目	予 算 額	支 出 済 額	翌 年 繰 越 額	不 用 額
1	地下駐車場運営費	53,503,000	52,780,591	0	722,409
	計	53,503,000	52,780,591	0	722,409

監 査 結 果

平成13年度における財務事務の執行及び関連する事務について、一般会計及び青森県公共用地先行取得事業特別会計については、適正であると認められた。

しかし、青森県下水道事業特別会計及び青森県地下駐車場事業特別会計について

は、以下のとおりである。

1 青森県下水道事業特別会計

公共下水道事業（流域下水道事業を含む。）は、地方財政法上の公営企業とされ、その経理は、特別会計を設けて行い、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならぬこととなっている。

一方、地方公営企業法上、当事業に同法を適用するか否かは任意とされており、本県においては適用していないものである。

しかしながら、地方公営企業法を適用した場合に、初めて公営企業として位置づけられるものではなく、同法を適用する場合と適用しない場合の相違は、経理をいわずに、経営の基本原則は何ら異なるものではなく、当事業の経営は一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として、公営企業として独立採算制の下に行わなければならないものである。

さて、青森県下水道事業特別会計は、岩木川流域下水道事業、馬淵川流域下水道事業及び十和田湖特定環境保全公共下水道事業の3事業で構成されているが、岩木川流域及び馬淵川流域事業の運営に当たっては、建設時における経費及び維持管理費等について、下水道法の規定により、県は、受益市町村から受益の範囲で負担金を徴収することができることとなっていることから、岩木川流域及び馬淵川流域のそれぞれの市町村との間で「覚書」の締結等（【参考】参照）により、受益市町村からの負担金をもってその事業実施の財源の一部としている。

【参考】

1 建設時の経費

建設時における経費の負担区分は、次のとおりである。

区 分	内 容	負 担 率
国庫補助金		1 / 2 ~ 2 / 3
県費（地方債）	地方債償還時に一部（1 / 2 ~ 10 / 10）地方交付税として措置される。	1 / 4 ~ 1 / 6
市町村負担金		1 / 4 ~ 1 / 6

2 維持管理費負担金単価

岩木川流域及び馬淵川流域下水道における維持管理負担金単価（流入水量1

立方メートル当たりの負担額）を次の算式により定めている。

なお、原則的には5年で見直すこととなっている。

$$\frac{\text{維持管理費} + \text{資本費（地方債償還額} - \text{地方交付税措置額）} \pm \text{累積収支差額}}{\text{計画流入水量}}$$

また、十和田湖特定環境保全公共下水道事業の運営に当たっては、維持管理経費について、県は、受益市町村住民からの使用者使用料、秋田県からの負担金及び一般会計からの繰入金をもってその事業実施の財源としている。

以上のことを踏まえ、本県の下水道事業特別会計をみると、その歳入及び歳出は、

歳入	国庫支出金	下水道事業収入（負担金等）	一般会計繰入金	起債その他の諸収入
歳出	下水道事業費（維持管理費等）	起債償還金	一般会計繰出金	その他の諸支出金

となっており、平成13年度のそれぞれの決算額は、次のとおりとなる見込みである。

区 分	入 入	分 額	金 額
1 歳	総 額		千円 8,273,470
	分担金及び負担金		3,384,833
	使用料及び手数料		49,819
	国庫支出金		3,133,994
	繰入金		154,919
	繰越金		462,989
	諸収入		57,916
	県債		1,029,000
2 歳	出 総 額		7,587,685
	流域下水道事業費		5,242,257
	岩木川流域下水道管理費		881,587
	馬淵川流域下水道管理費		315,813
	十和田湖特定環境保全公共下水道管理費		222,741
	公債費		925,287

3	歳入	歳出	差引額	685,785
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(2)	繰越明許費繰越額	188,789
		(3)	事故繰越し繰越額	0
		計	188,789	
5	実質	収支	額	496,996
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の規定による基金繰入額			0

しかし、一方では、受益市町村からの負担金徴収等に必要な資料として「収支計算書」が作成されており、これによれば、「一般会計繰入金」は更に727,718千円(岩木川流域下水道事業473,556千円、馬淵川流域下水道事業254,162千円)必要なものとされている。

(1) 岩木川流域下水道事業

平成13年度において一般会計から繰り入れすべき額473,556千円を繰り入れしていない。

このことは当該事業の性格に照らし、適切さを欠くものとなっている。

一方、平成13年度の「収支計算書」(見込み)によれば、単年度収支で777,604千円、累積収支で2,962,092千円の黒字となる見込みである。

この単年度収支777,604千円黒字の主な要素としては、

一般会計からの繰入金相当額473,556千円

過年度において市町村負担金の単価改正を適時に実施しなかったことによる余剰分

独立採算制を維持するうえでの必要な内部留保分

であると考えられるが、の明確な峻別は、現時点では困難である。

(2) 馬淵川流域下水道事業

平成13年度において一般会計から繰り入れすべき額254,162千円を繰り入れしていない。

このことは当該事業の性格に照らし、適切さを欠くものとなっている。

一方、平成13年度の「収支計算書」(見込み)によれば、単年度収支で274,258千円、累積収支で279,857千円の黒字となる見込みである。

この単年度収支274,258千円黒字の主な要素としては、  
一般会計からの繰入金相当額254,162千円  
独立採算制を維持するうえでの必要な内部留保分  
であると考えられるが、の明確な峻別は、現時点では困難である。

(3) 十和田湖特定環境保全公共下水道事業

平成13年度の「収支計算書」(見込み)によれば、単年度収支で124,013千円、累積収支で1,057,302千円の赤字となる見込みである。

この赤字の要因としては、年間の観光客が350万人で収支が成り立つ計画に対し、最近では、景気低迷等により、観光客が250万人程度と、計画と実績とに乖離が著しい状況となっていることが主な理由と考えられる。

次に、今回の定期監査に関連して、平成12年度以前についても可能な範囲で関係書類の確認を行ったところ、岩木川流域下水道事業に係る分については、平成13年度と同様の事案が確認されたところであるが、その他、岩木川流域下水道事業の負担金を馬淵川流域下水道事業の経費として使用している状況も確認されたものである。

(1) 平成12年度

一般会計から繰り入れすべき額415,919千円を繰り入れしていない。

岩木川流域下水道事業の負担金を馬淵川流域下水道事業関係の経費として使用している。

12,310千円

(2) 平成11年度

一般会計から繰り入れすべき額352,821千円を繰り入れしていない。

岩木川流域下水道事業の負担金を馬淵川流域下水道事業関係の経費として使用している。

37,715千円

(3) 平成10年度

一般会計から繰り入れすべき額312,163千円を繰り入れしていない。

岩木川流域下水道事業の負担金を馬淵川流域下水道事業関係の経費として使用している。

31,037千円

2 青森県地下駐車場事業特別会計

青森県柳町駐車場の管理運営等に係る事業であり、事業実施主体は青森県である。事業の運営に当たっては、地下駐車場事業収入（駐車場使用料）、一般会計繰入金等をもってその事業実施の財源としている。

駐車場使用料において、調定手続が遅延しているものがある。

14か月以上遅延 2件 297,640円

これは、駐車場内における「電照広告板設置」（駐車場使用料）について、許可後の事務手続が適正に行われなかったことによるものである。

#### 意見

公共下水道事業については、監査結果（下水道事業特別会計）でも述べたとおり、その事業運営は、一般会計との間の適正な経費負担区分を前提として、公営企業として独立採算制の下に行われなければならないこととなっている。

したがって、毎年度の決算に当たっては、本来、当該事業の会計に属すべきすべての収入及び支出を計上し、その差し引きを当該事業会計の収支として明確にすべきである。その際、これまでの経理方式（「官庁会計方式」）についても、その是非について検討する必要がある。

また、受益市町村からの負担金の徴収に当たっては、その算定の基礎となる諸数値を不断に精査することは勿論のこと、事業の遂行に当たっては、極力、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、受益市町村に対し、適時、その事業情報の開示に努め、その理解を十分得ることが必要である。

その際、当該事業の性格についても併せて理解を得、円滑な事業遂行のための適正な内部留保を確保する必要がある。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭